

代金取立取扱規定

当行へ代金取立をご依頼のうえは、次の事項を承諾されたものとみなして取扱います。

1. (取立証券類)

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券等のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「取立手形」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、2026年10月1日以降に振り出された当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。

2. (要件の補充等)

- (1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (2) 取立手形のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (3) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

3. (手数料等)

- (1) 代金取立の受託にあたっては、店頭掲示の代金取立手数料をいただきます。なお、取立手形の組戻し、不渡返却があった場合または店頭呈示を要した場合には、その手数料を別途にいただきます。
- (2) 特別な依頼により要した費用は、別途にいただきます。

4. (発送)

取立手形の取立を当行の他の本支店または他の金融機関に委託して行う場合には、当行が適当と認める時期、方法により発送します。

5. (引受けのない手形等の取扱い)

- (1) 引受けのない為替手形については、支払人に取立委託の旨の通知を発信するとともに、引受けおよび支払いのための呈示をする義務を負いません。
- (2) 手形交換による呈示ができない取立手形についても同様とします。

6. (取立代金の入金)

- (1) 手形のうち支払期日までに当行所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当行が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預入元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は銀行間における不渡通知時限経過後に本店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。
- (2) 「期日入金手形」以外の取立手形については、銀行間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。

7. (取立手形の不渡り)

- (1) 取立手形が不渡りとなった場合には、直ちにその通知をするともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落します。
- (2) 不渡りとなった取立手形は本店で返却しますから、当行所定の受取証に預金取引の届出印を押印して預り証または預り通帳といっしょに提出してください。

(3) 前項の取立手形については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続をします。

8. (取立手形の組戻し)

(1) 取立手形の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに当行所定の返戻依頼書に預金取引の届出印を押印して預り証または預り通帳といっしょに提出してください。

(2) 組戻しをした取立手形は当店で返却しますから、当行所定の受取証に預金取引の届出印を押印して提出してください。

9. (取立手形の喪失、通信の遅延等)

取立手形が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当行は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

代金取立の委託にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

11. (預り証または預り通帳の効力)

(1) 当行は預り証または預り通帳持参の方を取立委託者とみなして取扱います。

(2) 取立代金入金後は、その旨を預り証または預り通帳に記入していない場合でも当該手形の取立は終了したものとします。

以上